

令和6年度えひめスタートアップ共創促進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度えひめスタートアップ共創促進事業業務

2 目的

急速な人口減少や予想を超えるスピードで進むデジタル技術の進化など、本県を取り巻く状況が不透明な中、本県経済の持続的な発展のためには、県内企業が既存のビジネスモデルを継続するだけではなく、新しいアイデアや革新的な技術による新事業を創出し、新たなビジネスモデルの構築や付加価値の向上などを進めていく必要があることから、本事業において、県内企業と首都圏や関西圏等（以下「首都圏等」という。）のスタートアップをマッチングし、共創を促進することにより、新事業の創出を図るものである。

については、これらの支援に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

本業務は、県内企業と首都圏等のスタートアップとの共創による新事業を創出するためのものであり、次の業務を実施する。なお、本業務の実施場所は原則として本県内とするが、事業の目的を効果的に達成できると考えられる場合は、適切な場所又はオンラインによることができる。

(1) 本業務の運営全体の管理、調整

ア 県内企業とスタートアップとは、ビジネスに対する意識や業務のスピード感などが大きく異なっており、両者をマッチングし、新事業を創出するためには、マッチングや共創に関する専門的な知識、経験が必要であることから、本業務における責任者としてこれらの知識や経験を有する者をコーディネーターとして配置し、本業務の運営全体の管理や調整を行うこと。

イ コーディネーターの所属及び氏名並びに主な実績について提案書に記載すること。

(2) 県内企業の募集・選定

ア 県内企業を募集するに当たっての募集要項を作成すること。

イ 本事業に対する県内企業の理解を促進するため、県内企業向けの説明会及びセミナーを開催すること。なお、実施に当たっては、次のことに留意すること。

- ・契約締結日から5月中旬の間に実施することを原則とし、集合形式（オンライン併用）で開催すること。
- ・説明会及びセミナーは同日に開催すること。
- ・セミナーは、県内企業が本事業に参加し、共創によって新事業を創出しようとする機運を醸成する内容とすること。

ウ イの説明会後を締め切りとして、本事業への参加を希望する県内企業を募集すること。募集に際しては、リーフレットやWEB等を活用し、県内企業に幅広く周知広

報すること。

(3) 県内企業の採択

応募があった県内企業について、共創テーマや将来ビジョン、社内の人員体制、本事業に係る予算等を書面及び聞き取りにより調査したうえで、当該県内企業の実現しようとする新事業が、本県地域経済に特に効果的に波及（社会課題の解決、雇用の創出、技術革新、新たな価値の創造等）する可能性があるとして認められる企業について、県と協議のうえ、5社程度を採択すること。

なお、不採択とした企業については、(4)イによるフォローアップ希望の有無を確認の上、希望する場合は書面及び調査内容を適切に引き継ぐこと。

(4) 県内企業の共創テーマ等の作成支援

ア (3)により採択された県内企業について、スタートアップとの共創に向け、当該企業の将来ビジョンや共創テーマをブラッシュアップすること。

イ (3)により不採択となった県内企業について、当該企業の希望に応じて、県及び公益財団法人えひめ産業振興財団等支援機関（以下「支援機関等」という。）において共創テーマ等の作成支援を行う予定であるので、必要に応じて県及び支援機関等に対し、専門的な見地からのアドバイスを行うこと。

(5) 県内企業とスタートアップとのマッチング

ア 県内企業（(3)により採択された県内企業をいう。以下同じ。）の共創テーマに対して、必要な技術やノウハウ等を有し、県内企業との共創に挑戦しようとする意欲のある首都圏等のスタートアップを募集すること。なお、県内企業の共創テーマに対応する多数のスタートアップからの応募があるよう工夫した募集方法とすること。

イ 応募のあったスタートアップに対してヒアリング等を行うことにより、県内企業との共創が可能と考えられるスタートアップを選定すること（複数でも可）。

ウ 県内企業とイで選定したスタートアップとのマッチングに向け、両者が対面又はオンラインで意見交換等する機会を設けること。その際、県内企業が適切なスタートアップとマッチングできるよう、県内企業へアドバイスを行うこと。

オ 県内企業の意向によっては、県内企業1社に対してスタートアップ2社以上のマッチングが成立することも想定すること。

カ アからオにかかわらず、受託者が県内企業との共創に適切と認めるスタートアップを任意に選抜し、県内企業とマッチングさせることも差し支えないこと。

(6) 共創の実現に向けた伴走支援

ア (5)によりマッチングが成立した県内企業とスタートアップについて、共創内容に適した専門的知識、経験を有する伴走支援者を1名以上配置し、共創の実現に向けた伴走支援を行うこと。

イ 伴走支援について、共創の実現に効果が高いと考えられる手法を提案すること。

ウ 伴走支援は、県内企業の意向に応じ、対面又はオンラインにより適切に実施すること。

(7) 成果発表会の開催

ア 県内企業とスタートアップが取り組んだ共創の成果について、集合形式を基本としたオンライン併用の発表会を開催すること。

イ 成果発表会は、県内企業及びスタートアップの取組みを広くPRすることにより、

共創の早期の実現を目指すものであるとともに、他の県内企業の共創に対する機運醸成や更なるスタートアップの呼び込みに繋げる趣旨のものであることを理解し、多数の参加者を募るほか、効果的な実施方法をとること。

(8) 本事業に関するWEBサイトの作成及び広報活動

ア 本事業を周知するWEBサイトを作成すること。

イ 本事業や県内企業及びスタートアップとの共創について、マスメディアやWEB媒体を活用し広くPRするなど、効果的な広報活動を行うこと。

(9) その他本業務に関して必要な業務

原則、月2回、本業務の進捗状況について県に報告すること。なお、報告は原則、対面又はオンラインとするが、月2回のうち1回は電子メール等による報告でも差し支えない。

(10) 独自提案事項【任意】

(1)から(9)までの業務と連動し、県内企業と首都圏等スタートアップとのマッチング及び共創の実現に向けて効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(9)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とすること。

5 全体スケジュールの想定

令和6年4月上旬	受託者との委託契約
～5月上旬	県内企業向け説明会・セミナー
5月中	県内企業の参加募集
6月～8月	県内企業の共創テーマ作成支援
9月	スタートアップの参加募集
10月	県内企業とスタートアップとのマッチング
11月	共創の開始、伴走支援
令和7年3月	成果発表会
3月末	実績報告書の提出

6 本業務の目標

県内企業と首都圏等スタートアップとのマッチングが成立し、共創を開始した件数が5件以上となることを目指すものとする。

7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一

部を他者に再委託することができる。

- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

11 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を県内企業及び首都圏等スタートアップに負担させてはならない。ただし、県内企業及び首都圏等スタートアップの出張等に伴う旅費や食費、宿泊費等のほか、共創の実施に伴い生じる費用等は、この限りではない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払い

に関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。